

県民交流課  
(直通) 076-225-1365  
(県庁内線) 3816  
(記者発表日)平成 29 年 1 月 27 日

## 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）としての認定について

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、次のNPO法人を「認定NPO法人」として認定した。

平成 24 年 4 月 1 日に認定事務の所轄庁が国税庁長官から都道府県知事及び政令指定都市の長に移管されてから、石川県では 7 団体目の認定となる。

### 1 認定団体の概要

- ・名 称 特定非営利活動法人 紡ぎ組
- ・代 表 者 佐藤 克己
- ・事 務 所 輪島市深見町 60 部 61 番
- ・目 的 この法人は、地方が置かれている現状を的確に分析し地域課題の解決を調査、研究を行い各種ビジョンや計画案、具体的なプロジェクト等の創設や支援やコンサルティング業務や産業振興を活性化する事業を行い、経済発展に寄与し地域住民の笑顔のある生活と公益の増進につなげることを目的とする。

### 2 認定の有効期間

平成 29 年 1 月 26 日 ～ 平成 34 年 1 月 25 日（5 年間）

#### (参考)

認定NPO法人制度とは、NPO法人のうち、所轄庁がその運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たしていると認めた法人をいい、法人への寄付や法人による収益事業について税制上優遇される制度。

平成 24 年 4 月 1 日からパブリック・サポート・テスト（広く市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準）などの認定要件が緩和された。